

OCHISがお届けする
ゆるく・やさしく
健康管理

■ストップ飲酒運転

松の内は過ぎました
が、まだまだ新年会が続
いてアルコールを口にす
る機会が多いです。自分
だけは大丈夫と考えるの
でなく、今一度気持ちを
引きしめて飲酒運転や酒

気帯び運転など、プロド
ライバーとしてあっては
ならない行為の根絶を考
えてみましょう。

適量の飲酒は、血行を
促進し善玉コレステロー
ルを増加させ、リラック
ス効果やコミュニケーション
を円滑する良い面が
あります。しかし一方で
飲みすぎると悪影響が確
実に起こります。

アルコールには麻痺作
用があり、「少量でも」
脳の働きを麻痺(まひ)
させます。酒に酔うと、
顔が赤くなる、多弁にな
る、視力が低下するなど
の変化が現れ始め、さら
に知覚や運転能力を司る

部分抑制されること
により、同じ話を繰り返
したり、足元がふらついた
りします。

また、酒に弱いと言わ
れる人だけではなく、酒
に強いと言われる人であ
っても低濃度のアルコー
ルで運転操作などに影響
がみられることが各種調
査研究により明らかにな
っています。

このように、飲酒時に
は、安全な運転に必要な
情報処理能力、注意力、
判断力などが低下してい
る状態になり

具体的
に、気が大き
くなり速度超過などの危
険な運転をする、車間距
離の判断を誤る、危険を
察知しブレーキペダルを
踏むまでの時間が長くな
るなど、飲酒運転は事故
に結びつく可能性が高い
のです。

具体的
に、気が大き
くなり速度超過などの危
険な運転をする、車間距
離の判断を誤る、危険を
察知しブレーキペダルを
踏むまでの時間が長くな
るなど、飲酒運転は事故
に結びつく可能性が高い
のです。

07年、14年に罰則強化

■アルコールを伴う事
故の現状

警察庁の発表によると
2013年度の全国の酒
気帯び等の検挙数は2万
8869件でした。飲酒
による交通事故件数は4
3355件、交通死亡事故

発生件数は238件でし
た。

飲酒運転による死亡事
故は、2001年以降は
飲酒運転の厳罰化や飲酒
運転根絶に対する社会的
気運で大幅に減少し、08
年以後は減少幅が縮小し

法が一部改正・施行さ
れ、特に飲酒運転による
交通違反や重大事故が後
を絶たない現状があるた
め「酒酔い運転・酒気帯
び運転」に対する罰則が
強化されました。

酒酔い運転や酒気帯び
運転をした運

転者だけでは
なく、酒類を
提供した者、
同乗者へも罰則(罰金)が適
用されるようになりまし
た。さらに14年5月には、
自動車運転死傷行為処罰
法「自動車の運転により
人を死傷させる行為等の
処罰に関する法律」が施

行されました。
これは運転手本人に適
用されるもので、第3条
は、アルコールまたは薬
物もしくは運転に支障を
及ぼすおそれがある病氣
の影響により、正常な運
転に支障が生じるおそれ
のある状態で自動車を運
転し、それによって正常
な運転が困難な状態に陥
り、人を死傷させた場合
の罰則として致死では15
年以下の懲役、致傷では
12年以下の懲役が適用さ
れます。免許取り消し、
実刑、失業・生活苦・遺
族への金銭だけでは償い
きれないものがありま
す。

事故を起こした企業に
問われる責任としては、
民事責任・刑事責任・行
政責任・道義的責任が科
せられます。次回、個人
と企業が行うべきことを
検証します。(筆者 保
健師 黒田悦子)

《全日本トラック協会
SAS検査受託機関》N
PO法人ヘルスケアネッ
トワーク(OCHIS)
大阪オフィス、電話0
6(69665)3666、
東京オフィス03(522
95)1271
http://sas.
ochisinet.jp